

東京農工大学グループメンター制度注意事項

東京農工大学女性未来育成機構
機構長 宮浦 千里

以下の項目について違反があった場合、東京農工大学グループメンター制度の登録者に対し、登録解除を含めた処置を実施する事があります。

記

- (1) 相談者の人権尊重を第一義とし、相談者の不利益となるような行為を行わない。
- (2) 登録者および相談者に関する情報、個人情報の保持には、細心の注意を払う。
- (3) 登録者および相談者への物品販売等、営利目的の行為を行わない。
- (4) 登録者および相談者を政治・宗教活動又は特定団体、もしくは項目（3）に関する団体等に勧誘しない。また、それら団体等が主催する集会活動への勧誘行為を行わない。
- (5) グループメンター制度の運営、又はグループメンターメンター制度の利用を妨害、又はそれらに支障を与える行為を行わない。
- (6) 法令又は公序良俗に違反する行為を行わない。
- (7) その他、所属機関および連携機関の名誉を著しく傷つける行為、グループメンター制度運営上不適切な行為を行わない。

以上